

◎新潟県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町字家添196-2	居宅療養管理指導	H26.1.1
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ミナミ調剤薬局	上越市名立区名立大町字家添196-2	介護予防居宅療養管理指導	H26.1.1
株式会社リボン	上越市大字大日34番地5	ショートステイやまと	上越市大和3丁目21番8号	介護予防短期入所生活介護	H25.11.1
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	ケアガーデン新幸	見附市新幸町7番18号	認知症対応型共同生活介護	H26.2.1
社会福祉法人見附福祉会	見附市学校町2丁目13番31号	ケアガーデン新幸	見附市新幸町7番18号	介護予防認知症対応型共同生活介護	H26.2.1
有限会社サンフラワー介護福祉センター	新発田市城北町2丁目7番1号	有限会社サンフラワー介護福祉センター	新発田市城北町2丁目7番1号	居宅介護支援	H26.2.1
スカイ観光株式会社	新発田市中曾根町2丁目13番5号	スカイ観光訪問介護サービス	新発田市中曾根町2丁目13番5号	訪問介護	H26.1.1